宜野湾市生成 AI 環境構築・導入支援業務委託

仕様書

宜野湾市 企画部 デジタル推進課

第１章　総則

１．適用範囲

本仕様書は、宜野湾市（以下「委託者」という。）が委託する「宜野湾市生成 AI 環境構築・導入支援業務」（以下「本業務」という。）に関し、受託者が履行すべき業務内容、システム環境構築条件、セキュリティ要件、アカウント運用ガバナンス、研修定着化支援、及び成果品等の受託条件を定めるものである。

２．業務の目的

本業務は、「第八次宜野湾市行財政改革実施計画（Gi No.1 Way）」が掲げる「生産性日本一の市役所」及び令和 13 年度新庁舎開庁に向けたスマート市役所（ペーパーレス・フリーアドレス・書庫面積圧縮）の実現に向け、エンタープライズ相当の高度なセキュリティを備えたクラウド型グループウェア（Google Workspace。以下「Google Workspace」という。）及び生成 AI（Gemini）の利用環境（アカウント保有者向けの Google Workspace のドキュメント、スプレッドシート等を参照した Gemini の利用を含む。）を導入するものである。

本業務においてクラウド型グループウェアを Google Workspace に指定するのは、次の理由による。

（１）「宜野湾市行財政改革プロジェクト最終報告書」において、生成 AI・RAG 導入のコアとなるプラットフォームとして Google Workspace を位置付けており、本業務は、「第八次宜野湾市行財政改革実施計画（Gi No.1 Way）」に掲げる生成 AI の活用による業務時間の削減の目標を達成するための手段として、同報告書に基づき実施するものであること。

（２）本市は、令和８年度から Google Workspace のトライアル利用を行っており、トライアルで蓄積したデータ、設定、職員の利用習熟及び研修の成果を継続して活用できること。他の製品とした場合は、これらの移行・再整備に費用と期間を要し、本業務の履行期間内での本番稼働が困難となること。

（３）本業務で整備する Google Workspace の環境は、別途整備する全庁 RAG（職員向け）において Google Cloud を利用する場合の組織管理及び利用料の請求の基盤ともなるものであること。

また、Google Workspace のライセンスは複数の販売代理店（再販事業者）を通じて提供されており、製品を指定した場合であっても、複数の事業者による競争性は確保される。他の地方公共団体においても、Google Workspace を指定したライセンス提供等の業務が一般競争入札により調達されている。

なお、本業務における生成 AI である Gemini の利用は、Google Workspace のアカウント保有者（300 名）が、Google Workspace のストレージ内のデータを参照して利用するものに限定し、「全庁 RAG（職員向け）」（Google Workspace のアカウントがない者を含む全職員向けに、全庁共通のナレッジデータを検索・回答する基盤）を構築するものではない。全庁 RAG（職員向け）は、本業務とは別途、調達・整備するものである。

年度	規模	ネットワーク環境	主要施策・定着化目標	
令和８年度 （本業務）	300 ユーザー	LGWAN 接続系 LBO （既設機器の活用又は新規機器・回線。方式は技術検討により決定）	・令和９年１月本番稼働開始 ・セキュリティｅラーニング受講必須化 ・文字起こし議事録 ・Google Workspace のドキュメント等を参照した Gemini の利用	調達範囲

３．履行期間及び納入場所

（１）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（２）納入場所

宜野湾市役所及び宜野湾市の指定する場所

４．準拠法令等

本業務は本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠すること。

（１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同施行令
（２）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同施行令
（３）総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」
（４）地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が定める総合行政ネットワーク（LGWAN）に係る規程等（総合行政ネットワーク基本規程、総合行政ネットワーク接続約款、総合行政ネットワーク接続仕様書等。受託者には本市から必要な範囲で提示する。）
（５）政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に関する規程等（本業務で利用するクラウドサービスに適用）
（６）宜野湾市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準

５．疑義

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議の上、受託者は委託者の指示に従うものとする。

６．提出書類

受託者は、本業務の着手前及び履行過程において、以下の書類を速やかに委託者に提出し、承認を得なければならない。

（１）業務実施計画書（WBS 工程表、詳細体制図、連絡体制表、情報セキュリティ対策）
（２）着手届
（３）技術者届出書
（４）情報セキュリティポリシーの遵守に関する誓約書
（５）本業務で利用するクラウドサービスの ISMAP クラウドサービスリストへの登録状況が分かる資料
（６）その他委託者が指示する書類

７．セキュリティポリシーの遵守

受託者は、情報の取り扱いに関して次のとおり細心の注意を払うものとする。

（１）受託者は、業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（２）受託者は、本業務において委託者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏えいが起きないよう「宜野湾市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例」の記載事項に基づき、適切な処置を施すなど細心の注意を払うものとし、セキュリティ管理システムを十分に確立しなければならない。
（３）受託者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を遵守するとともに、業務実施計画書に情報セキュリティ対策（作業場所、作業端末の管理、アクセス権限の管理、管理者アカウントの多要素認証、作業ログ、秘密保持、再委託の管理、業務終了時のデータ消去等）を記載し、委託者の承認を得ること。また、宜野湾市情報セキュリティポリシーの遵守に関する誓約書を提出すること。
（４）受託者は、本業務で提供するサービスにおいて、本市職員が入力したプロンプト等の入力データ、及びアップロードした文書データ（PDF、Word 等）が、サービス提供事業者又は第三者の AI モデルの学習（再学習を含む）に一切利用されないことを、契約上及び技術設定上担保しなければならない。

８．配置技術者要件

受託者は、本業務を安全かつ円滑に遂行するため、以下の要件を満たす技術者を配置しなければならない。

（１）統括プロジェクトマネージャー（PM）：受託者の役員又は受託者と直接の雇用関係にある者（雇用形態は問わない。）であって、地方自治体又は公共機関におけるクラウドシステム導入構築の PM 実績を有する者。
（２）主たる担当技術者（SE）：Google Cloud が認定するクラウド認定資格を有する者。ただし、同等の能力を有することが Google Workspace 又は Google Cloud 上での構築実績等の経歴において明らかな者をもって代えることができる。資格又は経歴を確認できる書類は、企画提案書の提出時に提出すること。

９．成果品の帰属

成果品については、以下に示す場合を除きすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく複製、貸与、流用及び破棄してはならない。また、受託者が成果品に関する著作権を有する場合においても、委託者及び委託者指定の物に対してこれを行使しないものとする。

（１）本サービスのプログラムに結合され又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、及び受託者が本業務の実施中又は新たに作成したプログラムの著作権は、受託者に帰属する。
（２）第三者のソフトウェア及びデータの著作権は、当該第三者に帰属する。

１０．損害賠償

受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。ただし、損害賠償の範囲及び上限は本市の標準契約書（約款）の定めによるものとし、約款に定めがない場合は、受託者の責めに帰すべき事由による損害について、故意又は重大な過失による場合を除き、契約金額を上限として賠償するものとする。

１１．契約不適合責任

成果品の納品後（業務完了後）であっても、受託者の故意又は過失により、仕様書及び関係規定等に適合しない事実や成果品の不良が発見された場合、受託者は委託者の指示に従い、直ちに自己の費用負担において再度作業又は修正を行うものとする。ただし、本市の標準契約書（約款）に別段の定めがある場合を除き、完了検査合格後１年以内に委託者から通知を受けたものに限る。

１２．業務数量の変更等

本業務完了後、又は業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、委託者及び受託者で協議の上、本契約を変更できるものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については委託者の設計変更図書に基づくものとする。

１３．完了検査

受託者は、全作業工程完了後、速やかに完了届及び成果品を提出して委託者の検査を受けること。検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。なお、検査で修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって業務完了とする。

１４．支払い方法及び単年度会計・違約金免責特約

本業務完了後、請求書による一括払いとする。

本業務は、令和８年度（単年度）の予算に基づく事業であり、令和９年３月３１日をもって履行確認及び精算を行うものとする。本業務の遂行に当たり、受託者が調達するソフトウェアライセンスや専用回線等の契約に、年額払いや最低利用期間等の条件が含まれる場合であっても、本委託契約の期間満了（終了又は他事業者への引継ぎ等）に伴う途中解約に係る違約金、解約手数料、及び残存期間分の費用等について、受託者は委託者に対し一切の請求を行わないものとする。

１５．事業者変更時における移行協力及びベンダーロックイン排除

継続的なシステム運用を担保するため、受託者は以下を遵守すること。

（１）所有権の帰属：構築したテナント、ドメイン、組織設定、アカウント及びデータの所有権は本市（委託者）に帰属する。

（２）移管協力義務：次期事業者が変更となった場合、環境の初期化（データ削除やドメイン開放等）は行わず、データと設定を維持したまま次期事業者への契約移管の手続きを無償で実施すること。

（３）権限返還・資料開示：業務終了時には受託者の作業用管理者アカウントを削除し、本市が最高管理者権限を保有していることを本市とともに確認した上で、設定資料や引継書を無償で提出すること。不当な手数料請求や引継ぎの妨害行為は行わないこと。

（４）通信機器の所有権：本業務で構築・設置される通信機器（新規 LBO 機器、A10 Thunder 等を含む。）の所有権は本市に帰属する。ただし、リース契約等による場合は、契約終了時の譲渡又は継続利用の条件を事前に本市と協議の上決定する。

１６．契約形態及び費用の区分

（１）Google Workspace のライセンス：Google Workspace のライセンスは、受託者を通じて契約する（再販）ものとする。この場合においても、テナントの所有者・管理者は本市とし、事業者変更時に契約

移管のみで切り替えられること。受託者は、提案時にライセンス費用の内訳（製品、エディション、数量、期間、再販の手数料の有無）を明示すること。単年度予算と年額プランの扱いは、本市の契約担当課と調整の上決定する。

（２）Google Cloud の利用料：Google Workspace のアカウントに紐づく Google Cloud（GCP）の利用料（全庁 RAG（職員向け）での利用分を含む。）は、Google Workspace の再販事業者である受託者を経由して請求・支払いを行う。受託者は、Google からの請求に基づき、利用実績を明示して本市に請求する。その支払方法（委託料との関係、契約形態を含む。）は、本市の契約担当課と調整の上、別途定める。

（３）回線等の契約：回線契約は、可能な限り本市名義（又は本市が指定する事業者経由）で契約し、受託者はその選定・設定に関する技術的支援を行う。受託者は、提案時に、本業務の履行期間中に発生する費用のうち、委託料に含めるものと本市が直接負担するものの区分及び内訳を明示すること。

１７．再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、その一部を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得るものとし、再委託先にも本仕様書と同等の情報セキュリティ対策を遵守させること。

１８．標準契約書（約款）との関係

本業務の契約条件（損害賠償、契約不適合責任、再委託等）は、本市の標準契約書（約款）によるほか、本仕様書の定めを特記事項として適用する。本仕様書と約款の定めが異なる場合の取扱いは、約款との整合を確認の上、確定する。

第２章　業務内容

１．計画準備・打合せ協議

受託者は、契約締結後速やかに委託者とキックオフ協議を行い、全体工程表（WBS）、基本設計方針、及び打合せスケジュールを決定すること。定期打合せ（週 1 回又は隔週）を開催し、議事録を作成して委託者の承認を得ること。

２．ネットワーク接続環境及び通信帯域管理（LGWAN 接続系 LBO）

（１）LGWAN 接続系ネットワークからのローカルブレイクアウト

本市におけるクラウド型グループウェアへのアクセス経路は、沖縄県自治体情報セキュリティクラウドの帯域制約により本業務の機能要件を満たせないため、同クラウドを経由せず、LGWAN 接続系端末からセキュリティプロキシ等を経由して直接インターネットへ通信を振り分ける「LGWAN 系ローカルブレイクアウト（以下「LBO」という。）」構成を採用する。

（参考）本市のネットワークは、現状のαモデルから、LGWAN 接続系からのローカルブレイクアウトを行うα’モデル（本業務）を経て、将来的にはインターネット接続系を主軸とするβ’モデルへと段階的に移行することを想定している。

受託者は、本章２（１０）のネットワーク方式技術検討報告書に基づき本市が決定した方式により、LBO 環境の構築に必要な通信機器の設置及び回線（インターネット接続回線等）の敷設（必要な場合に限る。）を行うとともに、本市及び既存ネットワーク保守事業者と緊密に連携し、円滑な通信疎通を確保すること。

また、本業務の履行期間中に発生する費用のうち、委託料に含めるもの及び本市が直接負担するものの区分は、第１章１６（契約形態及び費用の区分）による。

（２）HTTP 拡張ヘッダーによるテナント制御（シャドーIT 防止）

私用の個人クラウドアカウントへのログインをネットワークレベルで遮断するため、プロキシ機器等において HTTP リクエストヘッダー制御を行い、本市が管理するテナント以外へのアクセスを遮断すること。Google Workspace については本市指定ドメイン（@city.ginowan.okinawa.cloud.jp 等）以外のアクセスを遮断する方式とすること。別途調達する全庁 RAG（職員向け）で AWS などの他の CSP を利用することがあり得る。本市が AWS などの他の CSP を利用する場合、本市が管理するアカウント以外への接続を遮断する方式を検討・提案すること。

（３）庁内 IP 制限

市が指定するグローバル IP アドレス（庁内回線）以外からのアクセスを拒否する制御を行うこと。IP 制限は、LBO 開通前の暫定設定と開通後の本番設定の２段階とする（本章２（７）参照）。

（４）Web 会議通信の帯域制御（同時 10 回線制御）

専用線の帯域逼迫を防ぐため、運用初期における Web 会議（高帯域通信）の同時接続数を概ね 10 セッション程度に収める利用ルール策定及びネットワークトラフィック制御・優先度設定支援を行うこと。

（５）UDP プロトコル透過処理

Web 会議やクラウドストレージ同期で利用される UDP 通信が遮断されないよう、透過プロキシ等の制御設計を行うこと。

（６）ネットワーク作業の役割分担

LGWAN 接続系の既存ネットワーク機器（L3 スイッチ、既設の A10 Thunder 等のプロキシ機器）の設定及び既存回線に係る工事は、本市及び本市が指定する既存ネットワーク保守事業者が行い、受託者は、クラウド側の接続先情報（FQDN、IP アドレス等）の提供、テナント制御に必要な設定情報の提供及び疎通試験への協力を行う。本業務で新たに設置する通信機器及び回線がある場合は、その設置・設定は受託者が行う。受託者は、本業務に含む機器・回線工事の範囲と含まない範囲を業務実施計画書に役割分担表として明記し、含まない作業については事業者間の調整を行うこと。

（７）LBO 開通前の暫定接続及び開通時の切替

LBO の開通は令和９年１月の予定とし、開通までの間は、既存の庁内インターネット環境からの接続により環境構築・検証を行う。開通後のアクセス元 IP アドレスは、本市及びネットワーク事業者が確定次第（目標：令和８年 12 月上旬）、本業務の受託者及び全庁 RAG（職員向け）の受託者に通知する。

本章２（３）の IP 制限は、暫定（開通前）と本番（開通後）の２段階とし、受託者は、本番の IP アドレスへの変更作業（クラウド側の設定変更、疎通試験）を、令和９年１月の本番稼働前の切替作業として本業務に含めること。LBO の開通日が遅延する場合の取扱いは、本市が確認し関係する受託者に通知する協議事項とする。

（８）LBO の接続先クラウドサービスの範囲

本業務で構築する LBO は、Google Workspace のほか、Google Cloud（GCP）及び他の CSP として AWS への接続を可能とすること。受託者は、接続先ごとに、接続先（FQDN 等）の許可、テナント制御（本市が管理するアカウント以外への接続の遮断）及びログ取得の方式を設計し、本市及びネットワーク事業者と協議の上、設定すること。GCP については、Google Workspace の許可で接続できる範囲と追加で許可が必要な接続先を、本章２（１０）の報告書で整理すること。

費用は、接続先の追加が LBO 機器の設定追加で足りる範囲を基本とし、新たな機器や回線が必要な場合は、その理由と費用を提案時に明示すること。

（９）セキュリティ監視（SOC 相当）の運用方針

受託者は、自治体情報セキュリティクラウドを経由しない通信について、同クラウドが担う機能（FW、IDS/IPS、ログ管理・監視、インシデント対応、URL フィルタリング・ウイルス対策）の代替方法、監視・対応の担当（本市、データセンター事業者、ネットワーク事業者等）、ログの保管・分析及び検知時の連絡体制について、低コストで実現できる方法を含めて検討・整理し、本市に提案すること。本業務においてセキュリティ監視（SOC 相当）の運用自体を行う範囲は、提案時に明示すること。

（１０）ネットワーク方式技術検討報告書

受託者は、①既設の A10 Thunder（LGWAN 系）を活用する案と②庁内インターネット系に A10 Thunder 等を新設する案の比較検討、上記（８）の接続方式、上記（９）のセキュリティ監視の運用方針、並びに本章３の適合点検の結果を含む「ネットワーク方式技術検討報告書」を作成し、令和９年１月末までに本市に提出すること。本市は、本報告書に基づき LBO の方式を決定する。

３．クラウド型グループウェア及び生成 AI 初期環境構築

受託者は、令和８年 12 月末までに以下の初期環境構築を実施し、委託者の完了検査を受けなければならない。

・クラウド型グループウェアテナント初期開通・初期 DNS（TXT、MX 等）設定
・本市の組織階層に合わせた組織ユニット（OU）の設計・作成（部課別構造）
・300 名分のユーザーアカウントの初期一括インポート及びセキュリティポリシーの一括適用
・総務省ガイドライン及び LGWAN に係る規程等に対する本構成の適合点検：受託者は、(1)構成の確定時、(2)LBO 開通前の２回、監査項目ごとの対応状況（適合／要対応／対象外）、根拠及び要対応事項の是正案を一覧にして本市に提示すること。ネットワーク機器側の項目は、本市及びネットワーク事業者から情報の提供を受けて取りまとめる。点検結果は、ネットワーク方式技術検討報告書の一章として取りまとめる。
・本業務で利用するクラウドサービス（Google Workspace）は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されたものとすること。
・監査ログ長期保管・分析連携（クラウド型ログ分析基盤への操作ログ・アクセスログ自動エクスポート基盤の設定・連携支援）
・Google Workspace のスーパー管理者権限（及び Google Cloud・AWS の最高権限）は、構築の開始時から本市が保有する。受託者は、本市が付与する作業用の管理者アカウントの範囲で作業を行い、作業ログを残すこと。
・最高権限のアカウントには、物理セキュリティキー（FIDO2 対応）によるフィッシング耐性のある多要

素認証を必須とし、キーは複数本を本市が保管する（受託者は保管しない。）。キーの調達は本市が行い、委託料に含めない。一般職員のアカウントの多要素認証の方式は、上記の適合点検の結果を踏まえて決定する。

４．アカウント運用管理・ガバナンス

（１）アカウント配分：アカウントの配分（上限 300 ユーザー）については、組織全体での有効活用を図るため、各部署の業務効率化の必要性等を踏まえて適切に実施すること。

（２）セキュリティ e ラーニング受講の絶対必須化：アカウント発行希望職員は、発行前に生成 AI ガイドラインに基づく e ラーニング動画等を視聴し、理解度テストに合格すること。未受講者への ID 発行は厳禁とする。

（３）人事異動時のアカウント付け替え運用（年 100 名規模）：全庁の約 1/3 が異動することを前提とし、OU 移動、グループ付け替え、前任者データの引継ぎ・アーカイブ手順を標準化した運用マニュアルを策定すること。

（４）休眠アカウントの回収・動的再配分：月間アクティブ率を定期点検し、30 日間以上未アクセスの ID は一時停止し、活用希望の強い他部署へ速やかに再配分する動的運用ルールを確立すること。

５．研修及び定着伴走支援

（１）実践的研修の実施

受託者は、本市職員の利用習熟度に応じた実践的な研修を実施すること。研修は一方的な講義にとどまらず、職員が実務に直結する成果物を作成できるハンズオン形式とすること。また、研修テキスト及びアーカイブ動画を作成し、納品すること。

（２）定着伴走支援の実施

組織への円滑な定着を図るため、研修実施後の期間において相談会等を実施し、職員からの質疑応答並びに業務適用に向けた伴走支援を行うこと。

（３）技術サポート体制の構築と運用

受託者は、システム障害、仕様変更その他技術的な問い合わせに対し迅速に対応する専用のサポート体制を整備し、平日（本市開庁日）の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで常時対応可能な窓口を運用すること。

ヘルプデスクが担う範囲（操作方法等に関する単純な問合せのみとするか、生成 AI の新たな活用方法に関する相談まで含むか）、及び別途調達する全庁 RAG（職員向け）に関する職員からの問合せの受付を本窓口に統合するか否かについては、本市と協議の上、確定すること。

６．全庁 RAG（職員向け）との連携協力及び責任分界点

全庁 RAG（職員向け）（Google Workspace のアカウントがない者を含む全職員向け）は、本業務とは別途、調達・整備するものであり、本業務の受託者が全庁 RAG（職員向け）の構築・設計・保守を担うものではない。全庁 RAG（職員向け）は、Google Cloud（Gemini Enterprise Agent Platform 等）又は AWS 上に構築されることが想定されることから、受託者は、全庁 RAG（職員向け）の受託者と連携し、以下の役割分担及び協力を行うこと。

（１）責任分界点：全庁 RAG（職員向け）の構築、基盤保守及び改修は本業務の調達範囲外とし、全庁 RAG（職員向け）の受託者が行う。
（２）本業務に含む範囲：本章２（８）のとおり、Google Cloud 及び AWS への基本的な接続は、LBO の構築として本業務に含む。また、LBO 開通前の暫定接続及び開通後の切替（アクセス元 IP アドレスの変更に伴う許可リストの更新）に関する技術情報の提供・助言を行う。
（３）無償協力範囲：全庁 RAG（職員向け）側の個別の接続先（FQDN/IP）の追加に関する相談、API 連携に関する軽微な設定変更の技術相談、基本技術情報の提供。全庁 RAG（職員向け）側の設定変更は、当該受託者が行う。
（４）Google Cloud 環境の提供：全庁 RAG（職員向け）の受託者が Google Cloud を利用する場合、Google Cloud の組織・請求先アカウント・プロジェクトは本市名義で作成し、最高権限は本市が保有する。受託者は、本市の指示に基づき、全庁 RAG（職員向け）の受託者に対して、作業用アカウントの払い出し（IAM による最小限の権限の付与）及び組織のポリシーの設定（日本国内のリージョンへの限定、監査ログの有効化等）を行うこと。提供の時期は、全庁 RAG（職員向け）の構築の開始に間に合うよう、本市が両受託者と調整の上決定する。全庁 RAG（職員向け）の構築そのもの及び Google Cloud の個別のサービスの設定は、全庁 RAG（職員向け）の受託者が行う。

７．Google Workspace の利用・活用方針及び既存グループウェアとのすみ分け

受託者は、Google Workspace に含まれるアプリケーション（メール、カレンダー、ドキュメント、スプレッドシート、ドライブ、Meet、Gemini、Gemini Notebook 等）について、機能を一律に制限するのではなく、セキュリティ、ネットワーク帯域への影響及び市役所業務での実利用を踏まえて、利用・活用の方針を検討・整理するとともに、既存グループウェア（desknet's NEO）とのすみ分け及び移行の進め方を整理した「Google Workspace の利用・活用実施計画書」（移行スケジュール及びコストの変化を含む。）を作成し、令和８年度中に本市に提出すること。帯域影響の評価は、ネットワーク方式技術検討報告書の内容と整合させること。本計画書の内容は、ヘルプデスクが回答できるよう、職員向け利用マニュアルにも反映すること。

第３章　成果品

１．成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

（１）業務実施計画書（基本設計方針を含む。）
（２）ネットワーク方式技術検討報告書（セキュリティ適合点検結果を含む。）
（３）Google Workspace の利用・活用実施計画書
（４）システム構築完了報告書（ネットワーク接続・LBO 設定確認結果及びシステム設定資料（パラメータシート等）を含む。）
（５）管理者向け運用マニュアル
（６）職員向け利用マニュアル（研修テキストを兼ねる。）、研修動画及びセキュリティｅラーニング教材
（７）業務完了報告書（研修実施結果、利用実績・効果検証及び次年度への引継計画を含む。）
（８）打合せ協議録（議事録）

２．成果品の納入方法

受託者は、成果品を以下の方法により納入すること。

電子媒体：CD-R、DVD、又はUSBメモリ等（PDF形式及び編集可能なWord/Excel/PowerPoint形式データ）　１式

なお、電子媒体による納品のみとし、紙媒体が必要な場合は本市で印刷する。

以上